

5 相続人・受遺者の中に未成年者がいる場合の必要書類

未成年者が相続する遺産に関しては、代理人が署名・捺印を行ってください。

代理人は、法定代理人(親)か特別代理人のいずれかになります。

①特別代理人の選任審判書

親権者と未成年者がともに相続人等の場合には、家庭裁判所で未成年者に対して特別代理人選任の申立後に、ご準備ください。

②代理人の印鑑証明書